

## 軽自動車税(種別割)の減免制度のお知らせ

心身に障がいのある方が使用する軽自動車・二輪車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免(免除)を受けられる制度があります。

※減免は一人につき1台に限ります。また、普通自動車の減免を受けている方、福祉タクシー券の交付を受けている方は軽自動車の減免は受けられません。

### 減免の要件

身体障害者手帳などの交付を3月31日までに受けている方の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの(入院中である等、障がい者の移動のために軽自動車を利用していない場合は減免の対象となりません)。

#### (1) 対象となる軽自動車等

- ①心身に障がいのある方が使用する軽自動車
  - ②心身に障がいのある方のために、この方と生計を一にする方(同居家族等)が使用する軽自動車
  - ③心身に障がいのある方のために常時介護する方が使用する軽自動車
- ※普通自動車の減免手続きについては、水戸県税事務所(☎029-221-6605)へお問い合わせください。

#### (2) 対象となる障害等級等

- は障がいのある方本人、生計を一にする方(家族)または常時介護する方が運転する場合に対象
- は障がいのある方本人が運転する場合に限り対象

	障がいの区分	手帳の等級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
身体障害者手帳	視覚障害	●	●	●	●		
	聴覚障害		●	●			
	平衡機能障害			●			
	音声機能障害(喉頭摘出の場合に限る) (音声機能、言語機能またはそしゃく機能障害)			●			
	上肢障害	●	●				
	下肢障害	●	●	●	○	○	○
	体幹機能障害	●	●	●		○	
	乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	●	●	●	●	●	●
	心臓機能障害	●		●			
	じん臓機能障害	●		●			
	呼吸器機能障害	●		●			
	ぼうこうまたは直腸機能障害	●		●			
	小腸機能障害	●		●			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	●	●	●			
	肝臓機能障害	●	●	●			

療育手帳	判定がA(最重度)またはA(重度) ※判定が有効期限内のもの
精神障害者 保健福祉手帳	障害等級が1級の方で、自立支援医療受給者証(精神通院)または医療福祉費受給者証(マル福)の交付を受けている方もしくは当該障がいの治療のため通院されている方 ※判定が有効期限内のもの

※戦傷病者手帳の交付を受けている方については、身体障害者手帳と同程度の障がいがあれば、対象になります。

### 減免申請の手続き

#### (1) 申請期間 軽自動車税(種別割)納税通知書が届いた日から納期限【5月31日(水)】まで

軽自動車税の減免は、毎年申請が必要です。また、申請期限を過ぎた場合は、減免が受けられないのでご注意ください。

#### (2) 必要書類 次の書類を添えて税務課(1階6番窓口)へ申請してください。

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
  - ②軽自動車税(種別割)納税通知書(令和5年度分 ※お支払いをせずにお持ちください)
  - ③軽自動車税減免申請書(税務課窓口にあります。令和4年度減免を受けている方は、納税通知書へ同封します。)
  - ④運転する方の運転免許証(コピー可)
  - ⑤車検証(コピー可)
  - ⑥納税義務者のマイナンバー確認書類(個人番号カード、通知カードなど)
- ※その他、障がいの程度や使用目的により添付する書類があります。詳細は、税務課までお問い合わせください。

【問合せ先】 税務課 ☎029-240-7114(直通)



## 花まる健康教室(一般介護予防事業)参加者募集

適度な運動を習慣にすることで筋力の低下を予防し、指先や頭を使うことは脳を活性化するため、認知症予防に効果があります。楽しく仲間づくりをしながら健康寿命を延ばしましょう!

### 【花まる健康教室】

コース名	内容	回数	曜日・時間	場所	定員	参加費	講師
火曜コース	運動を中心とした、介護に陥らない体づくりを目指します。	週1回 全30回	毎週火曜 14:00~ 15:30	茨城町総合福祉センター「ゆうゆう館」2階多目的室	各コース 20人	6,000円	介護老人保健施設エバグリーン
木曜コース			毎週木曜 14:00~ 15:30				(株)スマイルハート
金曜コース			毎週金曜 13:30~ 14:30				茨城町社会福祉協議会

▶実施期間 令和5年6月~令和6年2月

▶対象 65歳以上の茨城町在住の方  
※運動を希望の方で医師から制限されている場合には、事前にご相談ください。

▶送迎 火曜・木曜コースはなし。金曜コースのみ要相談。

▶募集方法 ①3コースの中から1コースをお選びください。  
②申請書に必要事項を記入し、長寿福祉課へ提出してください。  
※申請書は長寿福祉課窓口(1階4番窓口)にあります。  
※ご本人の確認事項がありますので、代理による申請はできません。

▶募集期間 5月8日(月)~5月19日(金)

▶参加費 6,000円/30回

◆実施期間は教室により異なるため、詳細日程や参加費の納入の方法は、参加者の方に後日通知します。

【問合せ先】 長寿福祉課 ☎029-291-8407(直通)